

令和4年度 川崎市高等学校奨学生【学年資金】募集要項

1 目的

高等学校（中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校（第1学年から第3学年まで）及び専修学校の高等課程を含む。）に在学する生徒で、能力があるにもかかわらず、経済的理由のため修学が困難な方に奨学金を支給します。

2 申請基準

- 令和4年6月1日時点において、川崎市内に住所を有する高校生であること。
- 学業成績について、令和3年度の全履修科目の評定結果の平均値が、5段階評価で3.5以上であり、在学する高等学校長からの推薦が受けられること。

※平均値は、小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位までの値とする。

- 令和3年1年間における世帯の合計所得金額が、基準額以内であること。

世帯人数	2人	3人	4人	5人	6人	7人
合計所得金額	約239万円	約293万円	約337万円	約388万円	約427万円	約471万円
(総収入)	約366万円	約434万円	約489万円	約553万円	約602万円	約657万円

ア 世帯の年齢構成などにより基準額に相違があります。上記の表は目安としてください。

イ 「合計所得金額」は、給与所得の方は給与所得控除後の金額が、事業所得の方は総収入から必要経費を差し引いた後の金額が、基本となります。

ウ 具体的には、市民税の「非課税証明書」や「課税額証明書」の「合計所得金額（※給与所得又は公的年金等の所得がある場合は、給与所得と公的年金等の所得の合計額から10万円を控除し算出します。）」であり、世帯に収入のある方が複数いる場合は、それぞれの所得を合算した額となります。

—川崎市高等学校奨学金【学年資金】申請基準（抜粋）—

基準額は、平成30年4月1日を基準日として、生活保護法による保護の基準の規定に従い、次の算式により算出した額とする。「第1類基準額+第2類基準額（冬季加算及び期末一時扶助を含む。）+教育扶助+住宅扶助+生業扶助（高等学校等就学費のうち基本額、学級費等及び学習支援費）」

3 奨学金【学年資金】の概要

- 支給額

	国公立			私立		
		(月額)	(加給年額)		(月額)	(加給年額)
第1学年	36,000円	3,000円		60,000円	5,000円	
第2学年	61,000円	3,000円	25,000円	85,000円	5,000円	25,000円
第3学年	46,000円	3,000円	10,000円	70,000円	5,000円	10,000円

※定時制高等学校の第4学年は、それぞれの区分の第1学年との同額を支給します。

※高等専門学校については、第3学年までが対象となります。

- 支給期間 1年間（令和4年4月から令和5年3月まで）
- 支給時期 4月分から9月分を8月に、10月分から翌年3月分を2月に支給します（加給年額は2月に支給）。※2月分の受給については、推薦のあった高等学校に令和5年1月1日時点で在学していることを要します。
- 支給方法 本人又は保護者名義の金融機関口座へ振込みます。
- その他 川崎市高等学校奨学金は、他の奨学金との併給を制限しておりません。

4 学校への提出書類

- (1) **奨学資金支給申請書・推薦書【学年資金用】**（学校から取り寄せてください。）
- (2) **住民票**の写し（申請者本人が記載されているもの）
※川崎市外の寮に入っている方も、川崎市に住民登録があれば申請できます。また、川崎市に居住しているものの事情により川崎市に住民登録がない方は、下記問い合わせ先に御相談ください。
- (3) 生活保護世帯の場合は、**被保護証明書**（世帯全員が記載され、3か月以内に発行されたもの。写しも可）
- (4) 児童養護施設や里親に委託されている場合は、**在籍証明書**や**児童委託証明書**（写しも可）
- (5) (3)、(4)以外の方は、**令和4年度市民税・県民税（個人）の課税額証明書、非課税証明書、所得証明書又は免除証明書等、合計所得金額の記載のある各種証明書**（写しも可）
※「確定申告書の控え」、「源泉徴収票」、「市町村民税・県民税特別徴収税額通知書」、「市町村民税・県民税税額決定・納税通知書」は、**受け付けることができません**ので、御注意ください。
ア 各種証明書は、市税事務所、区役所（支所）市税証明書発行コーナー、出張所及び行政サービスコーナーで発行するものです。確定申告ができていない等、**合計所得金額が確認できない証明書は、再度提出を求める場合があります**。合計所得金額の記載があるかどうかは、市税事務所窓口にて確認することができます。
イ 世帯人員の中で、18歳以上の全員の証明書が必要です（高校生、大学生等を除く。）
ウ 無職の方や、扶養に入られている方でも、証明書が必要です（合計所得金額は「***」等で表示されているものでも構いません。）。ただし、配偶者控除を受けられていて、その状況が証明書に記載されている場合は、控除されている配偶者の分の所得証明書は不要です。
※「配偶者特別控除」は、上記に該当しませんので、配偶者分の所得証明書が必要です。
- (6) その他
ア 提出いただいた書類は、原則として返却いたしません。
イ 提出いただいた書類に記載された内容については、川崎市高等学校奨学金事務にのみ使用し、プライバシーには十分配慮して取り扱います。
ウ **やむを得ない事情により、(5)の証明書の提出が期限に間に合わない場合は、先に(1)の奨学資金支給申請書・推薦書を期限内に提出し、その後速やかに(5)の証明書を提出してください。**
※(5)の提出が大きく遅れますと、審査できず奨学生として採用できない場合があります。

5 受付期間・提出先

- (1) 在学している高等学校経由で申請していただきます。**各高等学校の指定する期間内**に、上記書類を学校に提出してください。なお、**各高等学校から川崎市教育委員会へ**の提出期間は、令和4年6月15日（水）から6月22日（水）まで（消印有効）となっております。
- (2) 受付期間経過後に、世帯の生計を主として維持する者等が亡くなった場合、震災、風水害、火災その他これらに類する災害を被った場合は、令和5年2月末まで書類を受け付けます。

6 調査結果の通知

教育委員会が定めた採用基準に達しているかどうか、提出された書類により教育委員会で調査を行い、結果については、令和4年7月下旬から8月上旬頃に申請者の自宅へ郵送する予定です。

7 問合せ先

〒210-0004 川崎市川崎区宮本町6番地 明治安田生命ビル3階
川崎市教育委員会事務局総務部学事課 電話 044-200-3267

川崎市高等学校奨学金は、**返還の必要のない給付型の奨学金**です。

川崎市高等学校奨学金申請基準（学年資金）

令和2年3月31日 教育長決裁

川崎市高等学校奨学金支給条例施行規則第6条に規定する、川崎市高等学校奨学金のうち学年資金の申請の基準については、次のとおり定めることとする。

- 1 受付期間の属する年の前年における、申請者と生計を一にするすべての世帯員に係る地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額の総額が、基準額以下であること。基準額は、平成30年4月1日を基準日として、生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号）の規定に従い、別表の算式により算出した額とする。
- 2 奨学生になることを希望する者の属する世帯が震災、風水害、火災その他これらに類する災害を被った場合は、第1条の規定に関わらず、次の各号に該当すること。
 - (1) 被災により、申請者と生計を一にする世帯員（以下「被災世帯員」という。）が、市町村民税の非課税または減免の適用を受けている状況であること。
 - (2) 被災世帯員が、個人事業税の減免の適用を受けている状況であること。
 - (3) 被災世帯員が、固定資産税の減免の適用を受けている状況であること。
 - (4) 被災世帯員が、国民年金の保険料の減免または国民健康保険の保険料の減免及び徴収猶予の適用を受けている状況であること。
 - (5) 被災世帯員が、生活福祉金の貸付を受けていること。
- 3 学業成績について、受付期間の属する年度の前年度の全履修科目の評定結果の平均値が、5段階評価で3.5以上であり、在学する高等学校長からの推薦が受けられること。平均値については、小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位までの値とする。

別表

川崎市高等学校奨学金申請基準（学年資金）第1条の算式については、以下のとおりとする。

算式 $A + B + C + D$

符合	区分	算定方法	算式
A	生活扶助	生活保護法による保護の基準（以下「生活保護基準」という。）の規定に従い算出した、第1類基準額と第2類基準額を合算して1.2を乗じて得た額及び冬季加算に5を乗じて得た額及び期末一時扶助の額の合計額	$(\text{第1類} + \text{第2類}) \times 1.2 + \text{冬季加算} \times 5 + \text{期末一時扶助}$
B	教育扶助	生活保護基準の規定に従い算出した基準額並びに学習支援費並びに生活保護法による保護の実施要領に定める学級費を合算して1.2を乗じて得た額及び申請年度の給食費月額に1.1を乗じて得た額の合計額	$(\text{基準額} + \text{学習支援費} + \text{学級費}) \times 1.2 + \text{給食費} \times 1.1$
C	住宅扶助	生活保護基準の規定に従い算出した、厚生労働大臣が別に定める額の範囲内の額に1.2を乗じて得た額	$\text{住宅扶助費} \times 1.2$
D	生業扶助	生活保護基準の規定に従い算出した、高等学校等就学費のうちの基本額及び学習支援費及び生活保護法による保護の実施要領に定める学級費を合算して1.2を乗じて得た額	$(\text{基準額} + \text{学習支援費} + \text{学級費}) \times 1.2$